

学校評価について

I 基本的な考え方

1 学校評価の規定の概要(学校教育法施行規則の要約)

(1) 自己評価

- ① 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ② 学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(2) 学校関係者評価

学校は、自己評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他当該学校の関係者(当該学校の職員を除く)による評価(以下「学校関係者評価」という)を行い、その結果を公表するよう努める。

(3) 評価結果の設置者への報告

学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該学校の設置者に報告するものとする。

(4) その他留意事項

この省令は、改正法の施行の日(平成19年6月27日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、各学校においては、遅くとも平成20年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うこととする。

2 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取り組みについて目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取り組みの適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- 各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から自らの教育活動その他学校運営に関する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者が、学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

3 学校評価の要素

- 自己評価・・・各学校が自ら行う評価及び学校運営の改善
- 学校関係者評価(外部評価)・・・評価委員会等の外部者が行う評価及び学校運営の改善
 - ※学校関係者：保護者及びその他の学校関係者等
- 公表と報告・・・評価結果の説明・公表、設置者への報告
- 条件整備・・・設置者等による支援や条件整備等の改善

4 評価の流れ 目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)



